

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案参考条文

目 次

一 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）（抄）	1
二 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）	5
三 東日本大震災に対処する等のための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律（平成二十三年法律第四十一号）（抄）	7
四 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十年法律第百四十六号）による改正後の地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）（抄）	8
五 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第一号）（抄）	9

○ 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）（抄）

（交付税の総額）

第六条 所得税及び酒税の収入額のそれぞれ百分の三十二、法人税の収入額の百分の三十四、消費税の収入額の百分の二十九・五並びにたばこ税の収入額の百分の二十五をもつて交付税とする。

2 每年度分として交付すべき交付税の総額は、当該年度における所得税及び酒税の収入見込額のそれぞれ百分の三十二、法人税の収入見込額の百分の三十四、消費税の収入見込額の百分の二十九・五並びにたばこ税の収入見込額の百分の二十五に相当する額の合算額に当該年度の前年度以前の年度における交付税で、まだ交付していない額を加算し、又は当該前年度以前の年度において交付すべきであつた額を超えて交付した額を当該合算額から減額した額とする。

（交付税の種類等）

第六条の二 交付税の種類は、普通交付税及び特別交付税とする。

- 2 每年度分として交付すべき普通交付税の総額は、前条第二項の額の百分の九十六に相当する額とする。
- 3 每年度分として交付すべき特別交付税の総額は、前条第二項の額の百分の四に相当する額とする。

（特別交付税の額の変更等）

第六条の三 每年度分として交付すべき普通交付税の総額が第十条第二項本文の規定によつて各地方団体について算定した額の合算額をこえる場合においては、当該超過額は、当該年度の特別交付税の総額に加算するものとする。

2 每年度分として交付すべき普通交付税の総額が引き続き第十条第二項本文の規定によつて各地方団体について算定した額の合算額と著しく異なることとなつた場合には、地方財政若しくは地方行政に係る制度の改正又は第六条第一項に定める率の変更を行うものとする。

（普通交付税の額の算定）

第十条 普通交付税は、毎年度、基準財政需要額が基準財政収入額をこえる地方団体に対して、次項に定めるところにより交付する。

2 各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額は、当該地方団体の基準財政需要額が基準財政収入額をこえる額（以下本項中「財源不足額」という。）とする。ただし、各地方団体について算定した財源不足額の合算額が普通交付税の総額をこえる場合においては、次の式により算定した額とする。

当該地方団体の財源不足額－当該地方団体の基準財政需要額×（（財源不足額の合算額－普通交付税の総額）／基準財政需要額が基準財政収入額をこえる地方団体の基準財政需要額の合算額）

3 総務大臣は、前二項の規定により交付すべき普通交付税の額を、遅くとも毎年八月三十一日までに決定しなければならない。但し、交付税の総額の増加その他特別の事由がある場合においては、九月一日以後において、普通交付税の額を決定し、又は既に決定した普通交付税の額を変更することができる。

4 総務大臣は、前項の規定により普通交付税の額を決定し、又は変更したときは、これを当該地方団体に通知しなければならない。

5 第三項ただし書の規定により一部の地方団体について既に決定した普通交付税の額を変更した場合においては、それがために他の地方団体について既に決定している普通交付税の額を変更することはしないものとする。

6 当該年度分として交付すべき普通交付税の総額が第二項但書の規定により算定した各地方団体に対して交付すべき普通交付税の合算額に満たない場合においては、当該不足額は、当該年度の特別交付税の総額を減額してこれに充てるものとする。

（減額し、又は返還された交付税の額の措置）

第二十条の三 前条第四項又は地方財政法第二十六条第一項の規定により、交付すべき交付税の額の全部又は一部を減額した場合においては、その減額した額は、当該年度の特別交付税の総額に算入する。

2 第十九条第二項から第五項まで、前条第四項又は地方財政法第二十六条第一項の規定により、すでに交付した交付税の額の全部若しくは一部を返還させ、又は加算金を納付させた場合においては、その返還され、又は納付された額は、当該返還され、若

しくは納付された年度の翌年度又は翌翌年度において、第六条第二項の規定により当該年度分として交付すべき交付税の総額に算入し、当該算入した年度の特別交付税の総額に算入する。

附 則

(平成二十四年度分の交付税の総額の特例)

第四条 平成二十四年度に限り、同年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号から第六号までに掲げる額の合算額に一兆九千七百億円を加算した額から第七号から第九号までに掲げる額の合算額を減額した額に東日本大震災に対処する等のための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律（平成二十三年法律第四十一号。附則第十二条及び第十三条第一項において「平成二十三年度総額特例法」という。）第一条に規定する震災復興特別交付税に充てるための五千四百九十億二千九百七十八万九千円を加算した額とする。

一 第六条第二項の規定により算定した額

二 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十八号）第一条の規定による改正前の地方交付税法（以下この条及び附則第六条の三第三項第一号において「旧法」という。）附則第四条の二第二項の規定において平成二十四年度分の交付税の総額に加算することとされていた額 八百六十七億円

三 旧法附則第四条の二第三項の規定において平成二十四年度分の交付税の総額に加算することとされていた額 二千百五十億円

円

四 旧法附則第四条の二第四項の規定において平成二十四年度分の交付税の総額に加算することとされていた額 六千二百三十四億八千五百万円

五 平成二十四年度における交付税の総額を確保するため前各号に掲げる額の合算額に加算する必要がある額のうち臨時財政対策のための特例加算額 三兆八千三百六十一億七百五十万円

六 平成二十四年度における借入金の額に相当する額 三十三兆四千百七十二億九千五百四十万八千円

七 平成二十四年度における借入金の額に相当する額 三十三兆五千百七十二億九千五百四十万八千円

八 平成二十四年度における特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額 二千四百二十八億円

九 旧法附則第四条の二第六項の規定において平成二十四年度分の交付税の総額から減額することとされていた額 八百二十七億三千六百五十万円

2 平成二十四年度分として交付すべき交付税の総額に係る第六条第二項の規定による額の算定については、旧法附則第四条の二第五項の規定において同年度分の交付税の総額から減額することとされていた三千六百三十六億八千七百四十万円を減額する。

（平成二十四年度分の普通交付税及び特別交付税の総額の特例）

第十一条 平成二十四年度に限り、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から第二十条の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額（以下この条において「返還金等の額」という。）と平成二十三年度総額特別法第四条の規定により平成二十四年度分として交付すべき交付税の総額に加算された平成二十三年度震災復興特別交付税額の一部及び附則第四条第一項に規定する震災復興特別交付税に充てるための五千四百九十億二千九百七十八万九千円の合算額（以下この条及び次条において「平成二十四年度震災復興特別交付税額」という。）との合算額を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、平成二十四年度分として交付すべき特別交付税の総額は、同年度分として交付すべき交付税の総額から返還金等の額と平成二十四年度震災復興特別交付税額との合算額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額と平成二十四年度震災復興特別交付税額との合算額を加算した額とする。

（平成二十四年度震災復興特別交付税額の一部の平成二十五年度における交付等）

第十二条 平成二十四年度分として交付すべき交付税の総額のうち平成二十四年度震災復興特別交付税額については、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施状況を勘案して総務大臣が定める額以内の額を、平成二十四年度内に交付しないで、第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における交付税でまだ交付していない額として、平成二十五年度分とし

て交付すべき交付税の総額に加算して交付することができる。

2 前項の規定により平成二十四年度震災復興特別交付税額の一部を平成二十五年度分の交付税の総額に加算して交付する場合においては、同年度分として交付すべき普通交付税の総額は、同項の規定による平成二十四年度震災復興特別交付税額の一部の加算がなかつたものとした場合における平成二十五年度分の交付税の総額から第二十条の三第二項の規定により同年度分の交付税の総額に算入される額（以下この項において「返還金等の額」という。）を控除した額の百分の九十四に相当する額とし、同年度分として交付すべき特別交付税の総額は、前項の規定による平成二十四年度震災復興特別交付税額の一部の加算がなかつたものとした場合における平成二十五年度分の交付税の総額から返還金等の額を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額と同項の規定により加算された平成二十四年度震災復興特別交付税額の一部との合算額を加算した額とする。

○ 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）

附 則

（交付税及び譲与税配付金勘定における一般会計からの繰入金の額の特例）

第九条 第二十四条の規定による一般会計からの繰入金の額は、平成二十四年度にあつては同条の規定により算定した額に地方交付税法附則第四条第一項第二号から第五号までに掲げる額の合算額を加算した額に一兆千億円を加算した額から同項第九号に掲げる額を減額した額とし、平成二十五年度にあつては第二十四条の規定により算定した額に第一号及び第二号に掲げる額の合算額を加算した額から第三号に掲げる額を減額した額とし、平成二十六年度及び平成二十七年度にあつては同条の規定により算定した額に第二号に掲げる額を加算した額から第三号に掲げる額を減額した額とし、平成二十八年度から平成三十八年度までの各年度にあつては同条の規定により算定した額に第二号に掲げる額を加算した額から第四号に掲げる額を減額した額とし、平成三十九年度にあつては同条の規定により算定した額に第二号に掲げる額を加算した額から第五号に掲げる額を減額した額とし、平成四十年度から平成四十二年度までの各年度にあつては同条の規定により算定した額から第五号に掲げる額を減額した額とする。

一 地方交付税法附則第四条の二第二項の規定により平成二十五年度分の交付税の総額に加算する金額 二千百五十億円

二 次の表の上欄に掲げる当該各年度に応ずる同表の下欄に定める金額

金額

額

年 度	金 額
平成二十五年度	五千五百八十一億円
平成二十六年度	五千百十二億円
平成二十七年度	四千六百九十四億円
平成二十八年度	四千二百四億円
平成二十九年度	三千八百七億円
平成三十一年度	三千三百六十七億円
平成三十二年度	二千九百五十億円
平成三十三年度	二千五百十七億円
平成三十四年度	二千七十三億円
平成三十五年度	一千六百三十四億円
平成三十六年度	一千百九十四億円
平成三十七年度	八百七億円
平成三十八年度	四百九十六億円
平成三十九年度	二百五十二億円
額	九十八億円

三 地方交付税法附則第四条の二第五項の規定により平成二十五年度から平成二十七年度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 八百二十七億三千六百五十万円

四 地方交付税法附則第四条の二第五項の規定により平成二十八年度から平成三十八年度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 千八百十一億千九百万円

五 地方交付税法附則第四条の二第五項の規定により平成三十九年度から平成四十二年度までの各年度分の交付税の総額から減額する金額 九百八十三億八千二百五十万円

○ 東日本大震災に対処する等のための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律（平成二十三年法律第四十一号）（抄）

（地方交付税の総額の特例）

第一条 平成二十三年度分の地方交付税の総額については、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）附則第四条の規定により算定した額に千二百億円並びに東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による灾害をいう。以下同じ。）に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施のため特別の財政需要があること及び東日本大震災のため財政収入の減少があることを考慮して地方団体（地方交付税法第二条第二号に規定する地方団体をいう。第六条第一項において同じ。）に対して交付する特別交付税（次条及び第六条第一項において「震災復興特別交付税」という。）に充てるための一兆六千六百三十五億二千五百十二万六千円（第三条から第五条までにおいて「平成二十三年度震災復興特別交付税額」という。）を加算する。

（平成二十三年度震災復興特別交付税額の一部の平成二十四年度における交付）

第四条 平成二十三年度分として交付すべき地方交付税のうち平成二十三年度震災復興特別交付税額については、千三百六十五億円と東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業その他の事業の実施状況を勘案して総務大臣が定める額との合算額以内の額を、平成二十三年度内に交付しないで、地方交付税法第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における地方交付税でまだ交付していない額として、平成二十四年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができる。

（平成二十三年度震災復興特別交付税額以外の額の一部の平成二十四年度における交付）

第五条 平成二十三年度分として交付すべき地方交付税のうち平成二十三年度震災復興特別交付税額以外の額については、平成二十三年度特別会計補正予算（特第2号）により同年度の交付税及び譲与税配付金特別会計の予算に計上された地方交付税交付金の額から四千四百五十四億六千九百十五万円を控除した額と平成二十三年度特別会計補正予算（特第4号）により同年度の同特別会計の予算に計上された地方交付税交付金の額との合算額以内の額を、同年度内に交付しないで、地方交付税法第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における地方交付税でまだ交付していない額として、平成二十四年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができる。

○ 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十年法律第百四十六号）による改正後の地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）（抄）

附 則

（平成十年度分の交付税の総額の特例）

第四条 平成十年度に限り、同年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号から第六号までに掲げる額の合算額に二千億円を加算した額から第七号から第九号までに掲げる額の合算額を減額した額とする。

一 第六条第二項の規定により算定した額

二 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十年法律第十七号）による改正前の地方交付税法（以下この条において「旧法」という。）附則第四条の二第三項の規定において平成十年度分の交付税の総額に加算することとされていた額のうち二千百九十一億円

三 第九号に掲げる額に相当する額のうち一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れられる額 六百九億円

四 前三号に掲げる額以外の額として一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れられる額 二百億円

四の二 前各号に掲げる額以外の額として平成十年度の一般会計補正予算（第1号）により一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れられる特例加算額のうち旧法附則第四条の二第三項の規定において平成十年度分の交付税の総額に加算することとされていた額から第二号に掲げる額を控除した額に相当する額

四の三 前号の特例加算額のうち同号に掲げる額以外の額 二千百七億六千万円

四の四 前各号に掲げる額以外の額として平成十年度の一般会計補正予算（第3号）により一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れられる特例加算額のうち地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十六号）による改正前の地方交付税法附則第四条の二第四項の規定において平成十一年度分の交付税の総額に計算することとされていた額の一部 二千七百億円

四の五 前号の特例加算額のうち同号に掲げる額以外の額 千三百億円

五 平成十年度における借入金の額に相当する額のうち次条第三項の規定に基づき平成十三年度から平成二十四年度までの各年度分の交付税の総額に加算する額の合算額に相当する額 三兆三千九百八十五億三千五百万円

六 平成十年度における借入金の額に相当する額のうち前号に掲げる額以外の額 十七兆七千八百七十一億五千五百八十二万九千円

七 平成九年度における借入金の額に相当する額のうち旧法附則第四条の二第二項の規定に基づき平成十年度から平成十九年度までの各年度分の交付税の総額に加算することとされていた額の合算額に相当する額 一兆九千三百七億五千万円

八 平成九年度における借入金の額に相当する額のうち前号に掲げる額以外の額 十五兆二千三百三十六億九千八十二万九千円
九 平成十年度における交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和二十九年法律第百三号）第十三条第一項の規定による一時借入金に係る利子及び同法附則第五条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額 四千九百七十三億八千万円

○ 地方交付税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第一号）（抄）

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(平成十八年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例)

第二条 平成十八年度分として交付すべき地方交付税については、第一号に掲げる額から第一号に掲げる額を控除した額以内の額を、同年度内に交付しないで、第一条の規定による改正後の地方交付税法（以下「新法」という。）第六条第二項の当該年度の前年度以前の年度における地方交付税でまだ交付していない額として、平成十九年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができる。この場合において、同号に掲げる額から同号口に規定する平成十八年度当初分として交付すべき地方交付税の額を控除した額については、新法第六条の二第二項及び第三項の規定にかかわらず、その全額を普通交付税として交付することができる。

一 新法附則第四条の規定により算定された平成十八年度分の地方交付税の総額
二 イ及びロに掲げる額の合算額

イ 平成十八年度分に係る新法第十条第二項本文の規定により各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の合算額
ロ 平成十八年度当初分として交付すべき地方交付税の額（同年度の交付税及び譲与税配付金特別会計の当初予算に計上された地方交付税交付金の額及び平成十七年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律（平成十八年法律第三号）に基づき平成十八年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算された額の合算額をいう。）から当該地方交付税交付金の額のうち新法第二十条の三第二項の規定により地方交付税の総額に算入する額として同予算に計上された額（以下「返還金等の額」という。）を控除した額の百分の六に相当する額に返還金等の額を加算した額